

平成25年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

少子高齢化の到来とともに、家族や地域社会の支えが弱まり、長引く経済不況もあいまって各地域において深刻な生活課題が広がっています。

社協は福祉のまちづくりを進めることを使命に、今日の深刻な生活課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

昨年5月、全社協「地域福祉推進委員会」において、策定された「社協・生活支援活動強化方針」では、これまで社協が取り組んできた小地域福祉活動、在宅福祉サービス、ボランティア活動、福祉教育、ふれまち事業などを基盤としつつ、地域住民一人ひとりの生活をより豊かに支えていくという視点での活動が求められており、その実現には社協の総合力が問われることとなります。

以上のことから、25年度から組織全体の体制変革と体質改善、更には職員一人ひとりの意識改革に重点を置きながら、懸案であった財政見直しを踏まえ、本会の基本理念及び基本方針に基づき、改革の一年として取り組んでまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

組織改革のひとつとして、25年度より事業運営課を総務課と一本化し、総合的に管理していくものとし、介護保険事業所の経営等を含め一体的な財政基盤の見直し強化と労務、人事管理の適正化を図ります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会・理事会・監事会・評議員会を定期的に開催し、法人の経営に関する意思を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

① 正副会長会	年4回
② 理事会	年4回
③ 監事会	年2回
④ 評議員会	年4回
⑤ 総合企画部会	年2回
⑥ 地域福祉部会	年2回
⑥ 事業経営部会	年1回
⑦ 指定管理施設運営協議会	年1回
⑧ 苦情解決第三者会	年1回
⑨ たすけあい資金貸付運営委員会	年2回
⑩ 生活福祉資金貸付調査委員会	年1回
⑪ 広報委員会	年3回
⑫ 第2期地域福祉活動計画策定委員会	年2回

(2) 組織と職員体制

25年度当初における組織体制の変革とあわせ、以降も効率的、効果的な体制の整備を図ると共に、職員一人ひとりの意識の向上を図ります。

(3) 役職員研修

健全な社協運営のため、これまでの財政見直しデータをもとに、社協の現状を認識のうえ、今後の組織改善のために必要な研修を実施します。

- ① 役員研修 年1回（10月）
- ② 職員研修 年1回（3～4種類の研修を企画し、必要なものに参加）

(4) 施設の管理運営事業

各福祉センター及び指定管理施設、更には十文字集会施設「ふれあい館」等、各種福祉活動、事業拠点として有効に活用できるよう、適正な管理と運営に努めます。

(5) 健全運営に向けた取り組みについて

法人の安定した財政基盤をつくるため、数年前より取り組んできた財政見直しの基本データをもとに組織改革を含めた中長期的な財政見直しを具体的に取り組んでいくスタート年度として、その改善に取り組んでまいります。

(6) 規程関係の整合性と改善、見直しについて

25年4月より給与規程の全面改正等を行い、法人本部体制の見直しを図りましたが、新しい法人会計への移行に向け、関係規程の整備はもちろん、同時に、現状を踏まえた各種規程の見直しと整合性を図ります。

(7) 新会計基準移行に向けた取り組みについて

平成27年度予算から完全実施される新会計基準にあわせた移行準備年度とし、同規模の他市社協とも連携を図りながら、的確な移行に向け24年度に引き続きその準備を進めてまいります。

(8) 職場の安全衛生について

安全衛生委員会の設置やメンタルヘルス調査等の取り組みを行っておりますが、全体的には安全衛生に対する意識はまだ低いと思われま。

仕事におけるリスクマネジメントや職員一人ひとりの、仕事や家庭におけるストレス対策も重要視しながら、働きやすい環境づくりに努めるとともに、職員間のコミュニケーションを含めた、職員の福利厚生事業も継続的に進めてまいります。

(9) ホームページの運用について

24年3月より立ち上げた社協のホームページも9カ月で14512件の閲覧件数となりました。25年度においても、より見やすく適切な情報をご覧いただけるよう努めてまいります。

2. 指定管理事業関係

(1) 指定管理施設

より地域に密着した施設として、社協らしい運営方針と体制整備を図り、指定管理施設の健全な運営に努めます。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① デイサービスセンター康寿館 | (平成21年4月1日～平成26年3月31日) |
| ② デイサービスセンター雄風荘 | (平成21年4月1日～平成26年3月31日) |
| ③ 十文字町健康福祉センター | (平成21年4月1日～平成26年3月31日) |
| ④ 山内ほっとパレスゆうらく館 | (平成21年4月1日～平成26年3月31日) |
| ⑤ 大雄地域福祉センター | (平成21年4月1日～平成26年3月31日) |
| ⑥ 特別養護老人ホーム平寿苑 | (平成21年4月1日～平成26年3月31日) |

- ⑦ 特別養護老人ホーム雄水苑 (平成20年7月1日～平成26年3月31日)
 - ⑧ 特別養護老人ホーム憩寿園 (平成20年7月1日～平成26年3月31日)
- ※⑦⑧については、指定期間1年の延長有り

【地域福祉部門】

組織改革のひとつとして、25年度より本部地域福祉課と横手福祉センター地域福祉係の一体化を図り、各地区センターと連携しつつ、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざし、各種事業の充実強化を図ります。

3. 地域福祉関係

(1) 福祉ネットワーク事業

①いきいきサロン事業

住民同士の交流や親睦、結びつきを深めるために地域が自主的に進める交流活動を支援します。

- ・実施サロンへの活動費の助成
- ・地域の交流事業の推進
- ・地域の福祉に関する会議、研修
- ・安全・安心な地域づくりの推進

②ネットワーク活動基盤整備事業

地域内における見守りや支えあいなどの活動を進めるために、地域の関係者・機関との連携を図ると共に、地域の問題や課題を住民が話し合い、気づき、共感できる活動を展開しながら、住民同士のつながりや結びつきを支援します。

- ・小ネットワーク会議、住民支えあいマップ作成、サロン事業の活用、交流事業協力ボランティア連絡会等々、各地域の実状に応じた活動を展開

(2) 福祉協力員活動推進事業

①福祉協力員及び福祉協力員会活動の推進

福祉協力員及び福祉協力員会活動を推進するため、活動に関する事務を担当すると共に、必要な支援を行います。

②福祉協力員運営委員会の開催

福祉協力員及び福祉協力員会活動の活動状況を確認しながら、必要な事業・活動の提案などを行います。

③福祉協力員会5地区（横手地区）会長・事務担当者合同会議

- ・今年度の各地区福祉協力員会事業の進め方や日程及び予算等についての検討。

(3) 介護機器貸出事業

①介護機器の貸し出し及び補修

- ・貸出対象は車いすのみとし、寝たきりの高齢者や身体障がい者の方と同居してい

る世帯で、他からの介護機器の借入れが困難な場合には、一時的に介護機器を無料で貸与をいたします。

※現在、ベッド・エアマット等を利用している世帯には原則、譲渡

※これまで貸出用としていたベッド等は、関係事業所及び福祉施設等へ寄贈又は譲渡により有効活用

(4) 総合相談事業

①心配ごと相談所開設事業

- ・月2回（各福祉センターで開設）
- ・相談員研修会の開催
- ・開設日お知らせチラシ全世界帯配布

②無料法律相談所事業

- ・横手福祉センター（毎月1回）、他福祉センター（年6回）
- ・無料税務相談所事業（横手福祉センター）（毎月1回）

(5) たすけあい資金貸付事業

①たすけあい資金貸付事業

- ・総合相談対応
- ・資金貸付、償還指導など

(6) 家族介護者教室事業

①かいご教室の開催（通年）

地域の福祉ニーズに対応し、介護に関する不安を解消すると共に、各介護保険事業所のPRが図れるように事業を行います。

②在宅介護応援事業（山内福祉センター）

介護に関する相談対応や家族介護者の交流等を通じて、介護保険事業所及び在宅介護支援センターと連携し、福祉課題の把握から問題解決に向けていきます。

(7) ボランティアセンターの運営

①ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の推進及び支援を目的として、各種相談への対応や必要な活動支援などを行います。

②除雪ボランティア事業

自力での除雪が困難な高齢者世帯等に除雪ボランティアを派遣し、対象世帯の冬期間の安全確保と安心感を与えると共に、市民のボランティア意識の高揚を図ります。

③よこて父ちゃん楽校の開催

退職世代やシニア世代を対象に、自主的な企画による講座の開催や生きがいく

りや仲間づくり、特技や知識を活かした地域貢献活動、社協事業への協力、地域ボランティアとしての育成などを目的に行います。

④ふれあいフェスティバルの開催

ボランティア活動者や障がい者の相互交流と各活動への理解及び社会参加促進を目的に双方と社協が主体となって企画・運営します。

⑤災害ボランティアセンターの運営

災害時のボランティア受け入れや派遣等を行うため、災害ボランティアセンター設置をします。

- ・市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく模擬訓練
- ・災害ボランティア研修会の開催
- ・災害ボランティア関係講演会
- ・災害ボランティアコーディネーターの養成

4・福祉教育関係

(1) 福祉教育推進校(指定校)支援事業

市内の小・中学校及び高等学校を対象に、児童生徒の福祉に対する関心を高めながら福祉活動への参画を目的として、自主的に行うボランティア活動や福祉体験学習の活動を支援します。

- ①活動助成金の交付（申請により決定／24年度指定校3校・新規5校程度）
- ②福祉教育活動への職員派遣等（体験学習、ボランティア活動等）

(2) 福祉標語事業

市内小中学生を対象に、児童生徒の福祉に対する関心を高めながら福祉活動への参画を目的として、福祉の標語を募集します。

- ①市内小学校4～6年生、中学校1～3年生を対象に募集します。
- ②優秀作品について、市社会福祉大会にて表彰します。

(3) ふれあいの手紙事業

市内のお一人暮らし高齢者と手紙やはがき等による相互交流を行い、児童の福祉のこころの醸成と高齢者の生きがいづくり、相互交流による地域福祉の推進を図ります。

(4) 福祉出前事業

地域や学校で開催する福祉に関わる講座・研修会等への支援を行い、児童生徒、地域住民の福祉活動への啓発を図ることを目的に実施します。

5・福祉団体支援関係

地域福祉活動への積極的な参画を目的に、当事者組織の事務局を担当し、活動及び自立支援を行います。また、各種福祉団体に対し、行政とも協議しながら活動費を助成します。

- ①老人クラブ連合会
- ②身体障害者福祉協会
- ③遺族会
- ④手をつなぐ育成会の市連合会

6・共同募金運動関係

横手市共同募金会の事務局として、その運営や共同募金事業に対する協力を行います。

- ①横手市共同募金会への協力
- ②戸別募金・街頭募金等への協力

7・社協組織基盤整備関係

(1) 広報啓発事業

- ①社協だよりの発行（年6回）
- ②センターだよりの発行（雄物川福祉センター）

(2) 社協会員拡大運動

「みんながつくるみんなの福祉」を進めるため、市民や団体、企業等を社会福祉協議会会員として加入いただき、その会費を財源として意向に沿った地域福祉活動を展開します。

(3) 社会福祉大会開催事業

本事業を通じて市民に社協（福祉）情報を発信すると共に、市民や福祉関係者の福祉活動への参画を促進し、福祉に関する意識の高揚を図ります。

第9回横手市社会福祉大会の開催（平成25年10月10日（木）：予定）

(4) 事業評価検討事業

社会福祉協議会事業の評価と見直し、新規事業の検討等を行うため、各福祉センター単位で事業評価検討会議等を開催します。

(5) 地域福祉活動計画策定事業

第1期地域福祉活動計画に沿って事業を展開するとともに、市民に広く周知し、協働により事業を進めていきます。

また、計画と実施の評価と改善を行いながら、行政が策定する地域福祉計画との整合性を高めるため、連絡調整を図りながら、第2期地域福祉活動計画の策定を進めます。

【受託事業部門】

地域福祉推進に必要な関連事業については、秋田県社会福祉協議会及び横手市から委託を受け、その趣旨、目的に沿うよう適正な受託運営を図ります。

8・受託事業関係

(1) 地域福祉権利擁護事業（秋田県社会福祉協議会）

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理を行います。

- ① 専門員（1名）の設置（県南地区サポートセンター）
- ② 生活支援員の派遣
- ③ 生活支援員研修会の開催（年1回）

(2) 生活福祉資金貸付事務事業（秋田県社会福祉協議会）

低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などを対象に、自立した生活を送れるよう各種資金の貸付や生活相談の対応等の支援を行います。

- ① 生活福祉資金貸付事務
 - ・ 総合相談対応
 - ・ 目的に沿った資金の貸付
 - ・ 手引き冊子の配布

(3) 在宅介護支援センター事業（横手市）

包括支援センターのブランチとして地域型在宅介護支援センター業務を展開するもので、要援護高齢者・家族等に対する支援を効果的に進めるためのネットワークの構築や様々な社会資源との連携を図り、相談等を通して適切なサービスや制度につなげ、地域の身近な拠点として在宅介護を支援するものです。

- 実施地域
- ・ 横手福祉センター
 - ・ 十文字福祉センター
 - ・ 山内福祉センター
 - ・ 平鹿福祉センター
 - ・ 雄物川福祉センター

(4) 障がい者社会参加促進事業（横手市）

障がいを持つ方の社会参加を促進するために、市民を巻き込んだ啓発活動を行うと

ともに、安定した生活を送れるよう必要な支援を行います。

①障がい者・ボランティア事業連絡会議の開催

障がい者・ボランティア事業の企画運営に関する会議や、必要な事業について検討するための会議を開催します。

②輪気愛相事業

障がいを持つ方やボランティア活動者の相互交流と、双方の理解促進を目的にスポーツ交流を行います。

③声の広報・点字広報の発行

障がいを持つ方の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、市広報などを朗読・点訳ボランティアに依頼して声の広報及び点字広報を作成し、必要な方々に配布します。

④障がい児子育て支援事業

子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる環境づくりのため、障がいがあることが大きな不安や負担とならないよう必要な支援や事業を行います。

・ふれあいのつどい事業の開催

障がい児とその家族を対象にグループや各福祉団体、ボランティアからの協力も得ながら親睦やスポーツ交流を通して、地域貢献や世代間交流を目的として開催します。

(5) 自立者支援通所事業（横手市）

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防等、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。

- ・横手 週3日（いきいき館）
- ・増田 週1日（憩いの家）
- ・平鹿 週1日（ゆとり館）
- ・雄物川 週5日（雄川荘）
- ・大森 週1日（大森健康温泉）
- ・十文字 週3日（幸福会館・創作館）
- ・山内 週5日（ゆうらく館）
- ・大雄 週2日（大雄福祉センター）

○利用対象 ・概ね60歳以上の単身高齢者等（行政による決定者）

○趣味活動・季節の行事・健康体操・健康チェック・昼食など

○従事者等研修会の開催（随時）

(6) 移送サービス事業（横手市）

在宅で重度の要介護者を介護されている方が、治療等のため通院の必要が生じ且つ普通車輛の搭乗が困難で、特殊車輛の使用が必要と認められた方に対して、移動の支援を行うものです。

- 拠 点 横手福祉センター・平鹿福祉センター
- 対象者 行政による決定者

(7) 家族介護者交流事業（横手市）

在宅で要介護者を介護されている家族を対象に、少しでも介護負担の軽減及びリフレッシュしていただくよう、介護相談への対応や介護者同士の交流などを行います。

(8) ふれあい安心電話システム推進事業（横手市：横手福祉センターを除く）

単身高齢者世帯等を対象に、安心・安全な生活が送れるよう、端末機を設置しながら生活相談や緊急時の通報に24時間体制で対応します。

- ①緊急通報装置及び安心電話端末機の保守管理
- ②本事業協力員の委嘱
- ③ふれあい相談・安否確認等

(9) 高齢者生活管理指導員派遣事業（横手市）

65歳以上の高齢者で、要介護認定において自立判定を受けた方または自立相当と認められる方に対し、日常生活において必要とする簡易な家事援助や生活習慣を習得するための支援等を行うことを目的に、専門のヘルパーを派遣するものです。

- 事業所 東部訪問介護事業所・南部訪問介護事業所・西部訪問介護事業所
- 対象者 概ね65歳以上、行政による決定者

(10) 障がい者地域生活支援事業（横手市）

①訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な障がいのある方に対して入浴介護を行うことにより、心身機能の一部を補うことを目的に特殊車両による訪問入浴サービスを提供するものです。

- 事業所 横手市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
- 対象者 行政による決定者

②障がい児者デイサービス事業（横手市）

障がいのある方に対して日中における生活の場を提供するとともに、食事や入浴等に関わる身体介護を提供するものです。

- 事業所 康寿館通所介護事業所・十文字福祉センター通所介護事業所
- 対象者 行政による決定者

③移動支援事業（横手市）

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

- 事業所 東部居宅介護事業所
- 対象者 行政による決定者

【介護保険部門】

社協で経営する介護保険事業については、市内での施設整備（新設）も相次ぎ、特に在宅関係事業所においては、依然として厳しい状況が続いておりますが、事業の統合や営業形態の見直しなど新たな取り組みを検討し、指定管理施設を含めた経営検討会議等を行い、質の高いサービスの提供と経営の安定化を図ります。

9・介護保険事業運営関係

<在宅部門>

(1) 訪問介護事業所（障害者居宅介護事業所）

①東部（横手福祉センター） ②南部（十文字福祉センター） ③西部（大雄福祉センター）

※365日（6:00～22:00）

(2) 通所介護事業所（障害者生活介護事業所 ※康寿館・十文字）

①康寿館 ②平寿苑 毎日（8:30～17:30 内の7時間～9時間の範囲）

③雄風荘 ④十文字 月～土（8:30～17:30 内の5時間～7時間の範囲）

⑤大雄 月～金（8:30～17:30 内の5時間～7時間の範囲）

(3) 居宅介護支援事業

①横手 ②平寿苑 ③十文字 月～土（8:30～17:30）

④雄物川 ⑤山内 ⑥西部（大森福祉センター） 月～金（8:30～17:30）

(4) 訪問入浴介護事業

①横手 月～金（8:30～17:30）

※平鹿を拠点とした南部訪問入浴介護事業所については、横手福祉センターで一本化する。

<介護老人福祉施設部門>

(1) 特別養護老人ホーム 平寿苑 特養50床・短期入所10床

（居宅介護支援事業・通所介護事業・ケアハウスいずみの里）

(2) 特別養護老人ホーム 雄水苑 特養80床・短期入所 8床

(3) 特別養護老人ホーム 憩寿園 特養58床・短期入所 8床

平成20年7月より指定管理を受け取り組んできた雄水苑、憩寿園については指定期間を1年延長した契約となり、3施設とも26年3月31日までの指定管理施設となります。それ以降は公募による譲渡という方向も打ち出されている中、早急に今後の方向性を検討する年度となります。

【その他】

10. 内部会議及び研修等

(1) 安全衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じるものが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

(2) 福利厚生委員会

スポーツや趣味、小旅行等の交流を通して、職員間のコミュニケーションと心身のリフレッシュを図ることを目的とした、各種交流活動を企画、実施します。

(3) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延の防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生等の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

(5) 認知症サポーター養成研修

認知症に関する正しい知識を習得し理解を深めることにより、サービスの質の向上を図ることを目的とし、当会全職員の取得を目指して「認知症サポーター養成研修」を実施します。